

引っ越しの際は、住所の異動手続きを忘れずに!

問合せ 市役所戸籍住民課 (☎31-4523)



入学、就職、転居等により引っ越しをされる方は、住民票の異動の届け出(転出届、転入届、転居届等)を忘れずにしましょう。

また、マイナンバーカード(個人番号カード)、住民基本台帳カードの住所変更手続きも必要です(本人または同一世帯員以外の方が届け出を行う場合、委任状等が必要です)。

住民票の住所変更について

●釧路市から他の市区町村に転出される方

釧路市役所(引っ越し前)

転出前に「転出届」を提出して、「転出証明書」を受け取る

引っ越し先の市区町村

転入した日から14日以内に「転出証明書」を添えて転入届を提出

●他の市区町村から釧路市に転入される方

引っ越し前の市区町村

転出前に「転出届」を提出して、「転出証明書」を受け取る

釧路市役所(引っ越し先)

転入した日から14日以内に「転出証明書」を添えて転入届を提出

●釧路市内で転居される方

釧路市役所

転居した日から14日以内に「転居届」を提出

釧路市役所の届け出窓口

- ・市役所防災庁舎2階戸籍住民課
- ・各行政センター市民課
- ・各支所

土曜窓口サービスの拡充について

3月と4月は、住民票の異動手続きが多くなるため、**3月20日(土)、27日(土)、4月3日(土)**は、市役所防災庁舎2階戸籍住民課窓口で実施している土曜窓口サービス業務を拡充しますのでご利用ください。なお、コアかがやき内鳥取支所分室は、通常の取扱業務のみとなりますが、3月20日(土)は祝日のため閉館となります。

■通常の取扱業務(戸籍住民課窓口、コアかがやき内鳥取支所分室)

- ・戸籍謄抄本、身分証明書、住民票の写し、印鑑登録証明書、住民票記載事項証明書(年金現況届等)

■拡充して取り扱う業務(戸籍住民課窓口)

- ・転出、転入、転居等の届け出の受け付け、印鑑登録申請

マイナンバーカードの住所変更について

「マイナンバーカード」(個人番号カード)



住所変更等で、マイナンバーカードの記載事項に変更がある場合、カードを窓口へ提出してください。表面の追記欄に新情報を記載します。また、ICチップ内の情報更新をするため、暗証番号の入力が必要になります。
※戸籍住民課、各行政センター市民課、阿寒湖温泉支所のみのお取り扱いとなります。

※通知カードの住所変更は、法改正によりできなくなりました。

手続きには時間に余裕をもって!!

年度末と年度初めの窓口は大変混み合います。異動の届け出と同時に、住民票の写しの請求、印鑑登録等を申請される方は長時間お待ちいただく場合があります。時間に余裕をもってお越しください。

詳細は市ホームページでもご覧いただけます。

(☎) <https://www.city.kushiro.lg.jp/kurashi/koseki/touroku/0001.html>



市・道民税の申告は3月15日(月)までにお願ひします!

郵送での申告にご協力ください

郵送・問合せ 市役所市民税課市民税担当(〒085-8505 黒金町7-5 ☎31-4514)

新型コロナウイルス感染症対策のため入場制限をする場合があります。また、感染リスクを避けるため可能な限り郵送での申告をお願いします。

郵送で申告される方は、申告書に必要事項を記入・押印し、申告に必要な書類の写しを全て同封してください。書類の返送を希望される方は切手を貼った返信用封筒を同封してください(ご不明な点についてはお問い合わせください)。

申告が必要な方

21(令和3)年1月1日現在、釧路市に住所があり、20(令和2)年中に所得があった方のうち、次のいずれにも該当しない方

①所得税の確定申告をされる方

②給与所得のみの方で、勤務先で年末調整をしていて、勤務先から市に給与支払報告書が提出されている方(提出の有無は勤務先に確認してください)
※勤務先で年末調整されていても、扶養や生命保険料などの各種控除に漏れがある場合には申告することにより市・道民税が減額となる場合があります。

◆公的年金等の収入金額の合計が400万円以下の年金所得者で、年金以外の所得金額が20万円以下の方は、所得税の確定申告は不要ですが、所得税の還付を受けるための確定申告は行うことができます。

※また、所得税が還付にならない方でも、医療費(前年の所得の5%または10万円のいずれか低い金額を超える金額)、または特定一般用医薬品(1万2,000円以上の金額)、生命保険料、地震保険料、社会保険料などの支払いがある方は、市・道民税の申告をすると、市・道民税が減額になる場合があります。

◆所得がない方でも、課税(所得)証明書の交付が必要な場合は、所得がないことの申告が必要です。

◆申告をしなければ国民健康保険料等の決定や各種給付措置が遅くなる場合があります。

◆給与・年金所得のみの方に限り確定申告も受け付けます(申告期間のみ)。

申告に必要なもの

印鑑、収入の支払金額の分かるもの(給与・年金の源泉徴収票、給与明細書など)の他に、20(令和2)年中に支払った各種領収書または証明書(生命保険料、地震保険料、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護医療保険料、国民年金保険料など)、障害者(療育)手帳、障害者控除対象者認定書、医療費控除の明細書

※医療費控除を受けるには、受診者ごと、病院・薬局ごとに医療費支払額を集計した「医療費控除の明細書」の提示が必要です(医療費の領収書の提示のみでは医療費控除を受けることができません)。また、「医療費のお知らせ」を提示することで明細書の内訳の記載を省略することができます。

※セルフメディケーション税制の適用を受ける場合については、「セルフメディケーション税制の明細書」および「一定の取組を行ったことを明らかにする書類」の提示が必要となります(医療費控除とセルフメディケーション税制は、どちらか一方の選択になります)。

※申告にはマイナンバーの記載が必要になります。本人確認のため番号確認書類(マイナンバーカードや通知カード等)と身元確認書類(マイナンバーカードや運転免許証等)の提示または写しを添付してください。

申告期間 3月1日(月)~15日(月) 午前9時~午後4時30分
(土・日曜日は除く)

会場 市役所防災庁舎1階多目的スペース

※例年、3月1日から3日目までが最も混雑しています。混み具合によっては日程や時間をずらして来場するなど、会場の混雑緩和に協力をお願いします。

※阿寒・音別地域については各行政センター通信をご覧ください。
※各支所での受け付けは行いませんので、ご注意ください。